

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名： 尾上浩二

障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

第 I 障害者制度改革に向けた実りある議論とするための諸前提

総合福祉部会での議論・検討を始めるに当たって、それを実りあるものとするために、いくつかの前提的な事項の確認、並びにお願いをしたい事項を述べる。

①障害者制度改革推進会議の役割の確認と、3つの文書（障害者権利条約本文、「自立支援法」訴訟・基本合意文書、並びに民主党・障がい者政策 PT 報告）の周知徹底

昨年 12 月の閣議決定では、当部会が属している障害者制度改革推進本部並びに会議について、「障害者の権利に関する条約（仮称）の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革」を行うためと、その目的を規定している。

当然のことながら、推進会議のもとに設置される当部会は、この目的にそって議論・検討が進められなければならない。

その上で、1 月からの推進会議の際に、論点形成や議論の度に参照された基本文書として、次の 3 つがある。一つは、言うまでもなく、障害者権利条約である。その中には、障害の社会モデルや「地域で生活する権利」や、「特定の生活様式（社会的入院、入所）を義務づけられないこと」等、今後の総合福祉法検討に当たって、必ずふまえられなければならない点がある。

二つ目は、推進会議発足に先立って成立した「自立支援法」訴訟に関する基本合意文書である。その中には、「自立支援法」の施行について「障害者の人間としての尊厳を深く傷つけた」と心からの反省を述べた上で、「新法制定に当たっての論点」や「利用者負担における当面の措置」が記されている。

三つ目は、推進本部・推進会議の設置を提言した民主党の障がい者政策 PT 報告の「改革 17 項目」である。その中には、「障がい者等の範囲・定義を見直し、いわゆる制度の谷間と言われる福祉サービスの対象外をなくし、幅広く福祉サービスが利用できるようにする」とある。また、サービス利用の支給決定の在り方では「障害程度区分認定は廃止する」と明記されている。

当推進会議の役割の確認とともに、上記の 3 つの文書の部会メンバーへの配布と周知徹底をお願いしたい。

②障害者制度改革推進会議（親会）での議論の概要資料配布のお願い

この部会が属している推進会議（親会）では、今年 1 月から 4 月まで 1 回 4 時間、7 回にわたる議論を行ってきた。相当の時間とエネルギーを費やしたことになる。当部会に直接関係するテーマだけでも、「障害者基本法」「自立支援法」「雇用」「障害児」といった項目がある。

この中で、例えば、「障害の概念について社会モデルの採用と制度の谷間のない制度」、「障害者の自己決定を核とした自立概念」「地域で生活する権利」「地域移行に向け 24 時間介護と地域移行プログラムの必要性」等、重要な項目について大枠の確認がなされた。こうした推進会議（親会）での議論を受けて、制度設計に向けた検討を進めていくのが当部会の役割であろう。だとするならば、論点が蒸し返しに陥らず、しっかりとした

方向感をもった議論を進めていくためにも、推進会議（親会）での議論の概要資料を配付頂くとともに、それらの内容の確認の上に当部会での論点項目に反映させるべきである。

③事実に基づく議論を進めていくための情報の収集と公開を

「自立支援法」制定時には、「地域の状況に応じた柔軟なサービスができるように」との名目で、移動介護の地域生活支援事業化が進められた。しかし、4月19日推進会議でのヒアリングでは、地方の実情が報告された。その中では、以下のように記されている。

尼崎市では「地域生活支援事業」としての「地方交付金」は約4億円の交付ですが、社会参加のため実情に合わせて実施している「障害者（児）移動支援事業費」は10億円を要しており、国庫負担金として「地方交付金」4億円のほとんどをつぎ込んでいます。

「障害者（児）移動支援事業費」以外の他の地域生活支援事業は尼崎市の単独負担に近いものとなっています。多くの地方自治体はこのような財政状況のため、地域生活支援事業に上限や内容制限を加えるなどして、「支援法」によってかえって障害者の社会参加が「阻害」されています。

これまでも、移動支援の地域間格差の拡大―社会参加支援の後退について指摘し、実態把握を求めてきたが、国は全く応じてこなかった。

「自立支援法」の施行によってどんな状況が生じているのか、地域や現場の実際の状況はどうなっているのか、そうした実態把握なしには制度設計はあり得ない。

事実に基づく議論・検討を進めていくために、当部会や推進会議（親会）の議論の中で、委員からの求めに応じて、情報の収集と公開を行って頂きたい。

第Ⅱ 障害者総合福祉法の検討に当たっての論点

第Ⅰで述べたことから、障害者権利条約の批准と完全履行に向けて、障害者権利条約が掲げる障害の社会モデル、自立生活と地域社会へのインクルージョン等に基づく制度設計とすることが求められる。そのために、

※以下のような項目について、モデル事業も含めた検討と実施を行うことが必要である

1. 「能力と適性に応じた自立生活・社会生活」（「自立支援法」第1条）の問題と、障害者権利条約にそった理念の設定
2. 難病者も含めて、必要な人全てがサービスを受けられるような対象規定
3. 障害程度区分の廃止と、セルフマネジメント・本人中心計画を基本にした協議調整モデルに基づく支給決定の仕組みに
4. 介護保険との統合を意識した現行のサービス体系（介護給付・訓練給付・地域生活支援事業）から、障害者の自立・社会参加に基づいたサービス体系に
5. 居宅内外に関わらず、見守りを含めた「自己決定と社会参加」を基本とした、「パーソナル・アシスタンス・サービス」の創設
6. 病院・施設から地域生活移行の促進と地域生活基盤の整備。脱施設化の時限立法
7. 障害当事者のセルフアドボカシー・エンパワメントの視点から、地域生活エンパワメント事業

と広域型権利擁護機関の創設等、重層的な権利擁護の仕組み

8. 自治体でのサービス提供の事実上の上限となっている国庫負担基の廃止と、重度障害者の長時間サービス支給決定ができる財政調整の仕組みの創設

9. 「障害のない人との平等」の視点からの負担の仕組みと、住宅手当の創設などの所得保障

第Ⅲ 当面必要な対策について－総合福祉法の方向感を前提に緊急課題への速やかな対応を

私も参画している、「障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動」実行委員会（全国 639 団体で構成）では、別紙の通り、「障害者の地域生活確立と障害者自立支援法見直しに関する緊急要望（予算関連事項）」を、提出している。

主な要望項目について、解説資料を添付しているので、参照頂きたい。→【別紙 要望 資料】